



島根県報

平成18年 3 月31日 (金)
号外 第 77 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

島根県職員宿舍管理規則の一部を改正する規則

(管 財 課)

公布された条例等のあらまし

島根県職員宿舍管理規則の一部を改正する規則 (規則第57号)

1 規則の概要

- (1) 危機管理の業務に従事する職員で知事が別に定めるものについては、宿舍の貸付料及び自動車保管場所の貸付料を免除することができることとした。(第 9 条の 3 関係)
- (2) し尿及びごみの処理に要する費用のうち被貸与者に負担させることが適当でないと知事が認めるものについては、県が負担することとした。(第14条関係)
- (3) 宿舍を明け渡すときは、宿舍管理者の指定する職員の検査を受けなければならないこととした。(第18条関係)
- (4) その他規定の整理

2 施行期日

平成18年 4 月 1 日から施行することとした。

規 則

島根県職員宿舍管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3 月31日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第57号

島根県職員宿舍管理規則の一部を改正する規則

島根県職員宿舍管理規則 (昭和43年島根県規則第33号) の一部を次のように改正する。

第 9 条の 2 中「入居し、又は」の次に「宿舍を」を加え、同条の次に次の 1 条を加える。

第 9 条の 3 前 2 条の規定にかかわらず、危機管理の業務に従事する職員で知事が別に定めるものについては、宿舍の貸付料及び自動車保管場所の貸付料を免除することができる。

第14条中「第 3 号及び第 4 号」を「第 2 号から第 4 号まで」に改める。

第18条を次のように改める。

(明渡しに伴う原状回復義務等)

第18条 被貸与者は、宿舍を明け渡すときは、原状に回復し、宿舍管理者の指定する職員の検査を受けなければならない。

様式第 3 号の 2 中 「 0 3 」 を 「 2 1 」 に改める。

様式第5号の4中「

0	4
---	---

」を「

2	2
---	---

」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。